

1. 魚類調査

1. 魚類調査

1.1 魚類調査結果の概要

(1) 確認種

今回とりまとめを行った1級河川24水系24河川（直轄管理区間22河川、指定管理区間9河川）および2級河川10水系10河川で確認された魚類は20目71科259種でした。

魚類の確認種数が最も多かった1級河川は、四国地方の渡川で95種、次に四国地方の吉野川で94種、那賀川で91種でした。2級河川では、北陸地方の鯖石川で32種でした。

(2) 重要種

魚類では、今回とりまとめを行った34河川で確認された重要種は、絶滅危惧ⅠA類に指定されているイチモンジタナゴ、ニッポンバラタナゴ、アリアケシラウオ等76種でした。

魚類の重要種の確認種数が最も多かった河川は、九州地方の菊池川で22種、次に中国地方の吉井川の20種でした。

注) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- 「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- 環境省 編 「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 （第4次レッドリスト：2013）

絶滅 : 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅 : 飼育・栽培下でのみ存続している種。

絶滅危惧Ⅰ類 : 絶滅の危機に瀕している種。

絶滅危惧ⅠA類 : ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

絶滅危惧ⅠB類 : ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

絶滅危惧Ⅱ類 : 絶滅の危険が増大している種。

準絶滅危惧 : 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。

情報不足 : 評価するだけの情報が不足している種。

絶滅のおそれのある地域個体群 : 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

(3) 国外外来種

1) 国外外来種の確認状況

魚類では、今回とりまとめを行った34河川で確認された国外外来種は、カラドジョウ、オオクチバス、ブルーギル等14種でした。

魚類の国外外来種の確認種数が最も多かった河川は、東北地方の北上川、中部地方の狩野川、庄内川、櫛田川で7種でした。地方別では、北海道地方で1種と最も少なく、中部地方で10種と最も多く確認されました。

2) 特定外来生物等の確認状況

上記の国外外来種の内、外来生物法が定める特定外来生物は、カダヤシ科のカダヤシ、サンフィッシュ科のブルーギル、オオクチバス、コクチバスの、2科4種が確認されました。

(注) 国外外来種の選定基準について

注1) 外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおむね明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に

考慮していません。また、外来種の選定は、8～9 ページに掲載した文献および 10 ページに掲載した学識者による意見をもとに行っています。

- 注 2) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005年6月1日施行)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています。
- 注 3) 要注意外来生物とは、「外来生物法の規制が課されるものではないが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力について啓発を行う」必要がある生物として環境省が選定した外来生物です。